定　款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、「ティーライフ株式会社」と称し、英文では「Ｔｅａ　Ｌｉｆｅ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ.」と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売
（２）　健康食品、食料品および冷凍食品の製造および販売
（３）　サプリメント、栄養補助食品の製造および販売
（４）　幼児用品、日用雑貨、寝具等の製造および販売
（５）　化粧品、医薬品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の製造および販売
（６）　酒類の販売
（７）　通信販売業
（８）　卸売業
（９）　荷造梱包業、倉庫業および倉庫請負業
（１０）　運輸業
（１１）　不動産の仲介、売買、賃貸借および管理
（１２）　コンタクトセンター業務（電信電話受信発信事務代行業）
（１３）　広告業および広告代理店業務
（１４）　ソフトウェアの企画、制作、販売および保守
（１５）　人材派遣業および人材紹介業
（１６）　飲食その他の店舗の経営
（１７）　古物営業法に基づく古物の売買業
（１８）　再生可能エネルギーによる発電事業ならびにその管理および運営
（１９）　前各号に関するコンサルティング
（２０）　前各号に付帯または関連する一切の事業
（２１）　前各号に規定する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を静岡県島田市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１４，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第６条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（3）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１１条　当会社は毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集時期）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時にこれを招集する。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によって他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権ある他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第１７条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、４名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第１９条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によって他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（代表取締役）

第２３条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第２４条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第２７条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役会規程）

第２９条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第３１条　当会社は、監査等委員会を置く。

定　款

（常勤の監査等委員）

第３２条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３３条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３４条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第３６条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任の方法）

第３７条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第４０条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までとする。

（期末配当金）

第４１条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年７月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第４２条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第４３条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　第３３期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第３８条の定めるところによる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第２条　２０２２年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

２　本条の規定は、２０２２年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。